朝日町町営バス広告掲載要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、民間企業等との協働により、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、朝日町町営バス(以下「町営バス」という。)を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。(広告の範囲)
- 第2条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害、差別、名誉き損のおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 特定の主義又は主張に当たるもの
 - (6) 責任の所在が不明確であるもの
 - (7) 個人の名刺広告
 - (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの (広告の色彩等)
- 第3条 町営バスに掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号 のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
 - (2) 町営バスの運行上の支障となるもの
 - (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
 - (4) 景観との調和をそこなうもの
 - (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの (広告の規格等)
- 第4条 町営バスに掲載する広告の規格及び貼付箇所は、別表1のとおりとする。 (広告の掲載方法等)
- 第5条 町営バスへの広告掲載方法は、差込表示板への掲載及びはく離が可能なマグネット 板状素材等の広告看板を別表1に定めた位置に貼付する方法によるものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、原則として単一年度内とし、各年度内における広告掲載の開始日 及び終了日は、町長が別に定めるものとする。

(広告の募集)

- 第7条 広告の募集は、お知らせ板、朝日町ホームページ等を使用して行うものとする。 (広告掲載の申込手続等)
- 第8条 町営バスへの広告掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、朝日町町 営バス広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添付して、町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

- 第9条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載可否を 決定するものとする。ただし、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合は、朝日町 総合交通対策課長会議の意見を聞き、当該広告の掲載可否を決定するものとする。
- 2 前項において、申込者が当該広告掲載の募集数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。
- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (2) 第2順位 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告
- (3) 第3順位 朝日町内に事業所等を有する事業者に係る広告
- (4) 第4順位 前各号のいずれにも該当しない事業者等
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等を申込者 に、朝日町町営バス広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。 (広告掲載料)
- 第10条 広告掲載料は、別表2のとおりとする。
- 2 前条の規定により、朝日町町営バス広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定した期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。 (費用負担等)
- 第11条 広告看板の作成費用、町営バスへの掲載費用、掲載期間が終了したとき、若しくは掲載を中止したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担しなければならない。
- 2 広告看板の撤去作業等において、広告看板の素材等に起因して車体塗装の剥離等が生じたときは、広告主が原状に復さなければならない。
- 3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町の責において広告看板の破損 等が生じたときは、町が原状に復するものとする。

(広告看板の作成等)

- 第12条 広告主は、広告看板を町長が指定する方法により作成し、町長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 広告主は、広告看板の作成にあたっては、あらかじめ町と素材について協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、町営バス広告掲載内容に変更があったときは、朝日町町営バス広告掲載変更届(様式第3号)により、変更日の10日前までに町長に届け出なければならない。 ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 町長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告看板の提出がないとき。
 - (3) 広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。
 - (4) 広告の内容等が変更され広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、町長が必要と認めるとき。

- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告主に朝日町町営バス広告 掲載取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(損害賠償請求)

- 第15条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により町が被害を被ったときは、町長は、広告主に対し損害賠償請求を行うことができる。
- 2 広告掲載に起因して、発生した事故等については、町及び広告主は当該事故等の解決のため、誠実な対応をしなければならない。

(広告掲載の取下げ)

- 第16条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、朝日町町営バス広告掲載取下届(様式 第5号)により、広告掲載の取下日の1週間前までに町長に申し出なければならない。 (広告掲載料の環付)
- 第17条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の 掲載が出来なくなったときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書きの規定により還付する場合、当該年度分として納付された広告掲載料から 広告掲載した期間(1か月に満たないときは1か月)を差し引いた額を月割で還付するも のとする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、朝日町町営バス広告掲載料還付請求書(様式第 6号)を町長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第18条 広告主は、広告看板の内容等に関する一切の責任を負う。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、町営バスへの広告掲載について必要な事項は別に 定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 広告の規格

| 車両区分 | 添付場所 | 規格 |
|----------|------------|-------------|
| 山形直行バス | 側面(運転手側) | 縦45cm横94cm |
| | 側面(助手席側) | 縦45cm横94cm |
| | 側面(運転手側後部) | 縦45cm横120cm |
| | 側面(助手席側後部) | 縦45cm横120cm |
| | 後部面 | 縦45cm横120cm |
| デマンドタクシー | 室内 | 縦29cm横42cm |
| | 側面(運転手側) | 縦30cm横40cm |
| | 側面(助手席側) | 縦30cm横40cm |
| | | |

別表 2 広告掲載車両及び掲載料

| 車両区分 | 台数 | 添付場所 | 枠数 | 掲載料(月額) |
|----------|----|------------|----|---------|
| 山形直行バス | 1台 | 側面(運転手側) | 1枚 | 2,000円 |
| | | 側面(助手席側) | 1枚 | 2,000円 |
| | | 側面(運転手側後部) | 1枚 | 2,500円 |
| | | 側面(助手席側後部) | 1枚 | 2,500円 |
| | | 後部面 | 1枚 | 2,500円 |
| デマンドタクシー | 4台 | 室内 | 1枚 | 1,000円 |
| | | 側面(運転手側) | 1枚 | 1,000円 |
| | | 側面(助手席側) | 1枚 | 1,000円 |

[※]室内の短期広告については、広告主と別途協議する。